

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第6号

1. よくある Q&A 特集

本コーナーでは、成年後見制度の利用促進に関するお問い合わせの中から、よくいただくものをピックアップしてご紹介します。今回は6月19日の市町村セミナーでいただいた質問に答える Q&A 特集です。

▶ 本号の掲載内容

1. よくある Q&A 特集
2. 成年後見制度利用促進に係る社会福祉協議会の取組等について



中核機関を「直営か委託」とするのはなぜですか？



現在、本市では、社会福祉協議会に補助金を出して、成年後見制度の広報や相談、市民後見人の育成をお願いしています。成年後見制度について専門的知識もありますし、関係者とのネットワークもできているので、この社協に中核機関をお願いしたいと考えていますが、補助ではなく「委託」でなければならないのでしょうか？

基本計画 P17 の「運営の主体」では、「委託など」との記載となっており、必ず委託でなければならないとはされていません。しかし、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（以降「手引き」）P37 では、「中核機関が家庭裁判所との間で個人情報の共有を行うためには、公的機関であるとの位置付けが不可欠であり、市町村直営か委託の形で市町村の責任において個人情報の管理を行うことが必要」と整理されています。6月19日の第135回市町村セミナーの際も、「市町村の責任ある関与」を明示するため、「直営又は委託」という表現を用いて、中核機関のあり方について説明しました（資料 P7 の上スライド）。

現在、補助金による運営を行っている場合には、責任主体が市町村にあることを改めて確認するとともに、「委託」という形に変更することについて、検討していただきたいところです。

基本計画 3 (1) ⑤中核機関の設置・運営形態 ウ) 運営の主体

- 地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 市町村が委託する場合等の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公平性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO 法人、公益法人等）を市町村が適切に選定するものとする。

ここでいう「個人情報の共有」とは、権利擁護の光を当てなければならない重篤な「経済搾取」「セルフ・ネグレクト状態」や「繰り返される消費者被害」等であって、適切な権利擁護支援のあり方、成年後見制度利用の必要性を吟味し、さらに適切な後見人候補者を推薦、後見人等を支援することを目的に行うことを指しています。

成年後見制度を必要としていない人に、強制的に制度を利用させるための個人情報の共有ではありません。





？ 中核機関を広域で設置する場合は、どうしたらよいですか？

わが町では、単独で中核機関を設置することが難しい状態です。近隣の町村とも相談して、広域設置を検討したいと思っておりますが、どのような方法がありますか？

「手引き」には、2つの例が紹介されています。

上伊那成年後見センターの例 (P47~48)	尾張東部成年後見センターの例 (P49~51)
<p>上伊那地域 8 市町村それぞれが、個別に伊那市社会福祉協議会に委託契約を締結 (長野県)</p>	<p>6 市町が協定書を締結した上で、NPO 法人に委託契約を締結 (愛知県)</p>

(「手引き」をもとに利用促進室作成)

2つとも、設置までのプロセスや委託費の算定についても記されており、参考になると思われます。共通しているのは、設置に向けての検討が始まってから実際の設置までに1年以上の時間をかけ、検討が繰り返されていることです。国の基本計画工程表では平成33年度までに中核機関の設置を進めることとなっており、そろそろ協議会をどのように持つのか、検討を進めておきたいところです。

このほか、「手引き」の基となった調査研究の報告書「地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究報告書」

(http://www.jacsw.or.jp/01_csw/07_josei/2017/files/taisei_seibi_tebiki.pdf 日本社会福祉士会のホームページからダウンロードできます) にも、様々な広域設置の例が掲載されています。

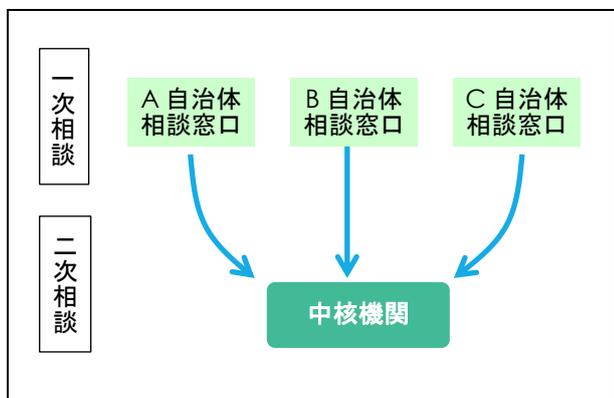
愛知県内の5市5町の広域設置である知多地域成年後見センターは、NPO法人と社協が協働し、新たなNPO法人を設立した上で、5市5町が協定を結び、新設されたNPO法人と委託契約を結んでいます。三重県内の2市の広域設置である伊賀地域福祉後見サポートセンターは、伊賀市社会福祉協議会へ委託される形になっています。

広域設置の場合、中核機関の所在自治体への負担が懸念されるところです。1自治体に負担が偏ることを防ぐため、運営協議会の幹事となる自治体を持ち回り方式としたり、運営協議会への課長級の出席によって市町村の責任ある関与を担保したりといった工夫が行われています。



広域設置の場合、中核機関の上流、中流、下流の全ての機能をセンターが担っているのでしょうか？

広域設置かどうかに限らず、権利擁護についての相談そのものは、各自治体の地域包括支援センターや基幹相談支援センター等も受け付けています。「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」は各自治体の相談窓口でも行いつつ、この一次相談の相談窓口が判断に迷うような場合に、中核機関にケース相談を行うという形がとられます。



広域設置の場合、中核機関が物理的に遠くなることもあるため、この要素がより一層色濃くなります。

権利擁護支援の地域連携ネットワークでは、日常生活自立支援事業の窓口との連携、権利擁護業務を担っている地域包括支援センターや基幹相談支援センターとの連携や、総合相談を担っている生活困窮者自立支援事業の相談窓口やその他の包括的相談窓口との連携も重要となります。

すでに事例相談を受けている窓口とも「どのような中核機関のあり方が望まれるか」を協議しながら設置を検討していくことで、中核機関の設置後も、連携がとりやすい関係性が構築できることでしょう。



言い出した自治体が一番大変な役割を担うことになる気がしていて、誰かが言い出すのを待ってしまっているところがあるのですが・・・

ニュースレター第4号で紹介した埼玉県の取組では、家庭裁判所の支部・出張所が設置されている圏域の自治体ごとに、「どのような権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していくか」「中核機関の設置をどうするか」の検討の場として、広域な協議会を県が設置し、県社協とともに中核機関設置に向けたサポートを実施しています。

また、家庭裁判所の出張所の呼びかけにより、圏域自治体で協議を進めている例もあります。顔を合わせ、地域課題（目詰まり）を把握し、どのように権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していくのか話し合う場を設置する役割は都道府県にあります。広域設置を呼びかけた市町村だけが大変な役割を担うことがないよう、都道府県や都道府県社協による支援が望まれます。

最高裁判所では、成年後見制度利用促進基本計画に関して「家庭裁判所自らが、積極的に関係機関等と認識を共有し、国民に利用しやすい制度となるよう運用改善に向けた取組を進めていくことが重要」としています（最高裁判所長官「新年のことば」（平成30年1月1日）：最高裁HP参照）。福祉現場も、この姿勢に応える準備をしていかなければなりません。



？ 受任調整と言われても...



市長申立て時、受任調整会議を実施して家庭裁判所に候補者推薦をした際、もしもその候補者が不正を働いた場合に、その候補者を推薦したことについての責任を問われることはないのでしょうか？

市長申立ての際の推薦は法的根拠に基づいて行われているものです。最終的に後見人等を選任し、監督しているのは家庭裁判所であるため、不正の責任を市町村が問われることはありません。

申立て前に、本人に適した後見人をマッチングする人的余裕がない地域もあると思われます。まずは自分の地域で何に取り組めそうかを考え、できるところから始めてください。

被後見人と後見人との関係は、判断能力の回復がない限り、一生継続する場合も多くあります。できるだけ、本人との相性を確認し、本人との信頼関係が築けると見込まれる状態での制度利用につなげたいものです。



ちなみに、市長申立て以外の申立て（本人申立、親族申立）についての候補者推薦を行う場合はどうでしょうか？

市長申立て以外の場合も、後見人の選任や監督は家庭裁判所が行っているものです。中核機関が、これらの申立についても相談を受け、候補者が本人にとって適しているかどうかの受任調整会議を行って推薦を行うことで、公平性・中立性を担保しつつ関わることができます。これらの関わりにより、親族後見人が選任される場合も多くあると思われます。

〔参考〕市長申立における推薦の根拠条文

<p>老人福祉法</p>	<p>(後見等に係る体制の整備等) 第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。</p>
<p>知的障害者福祉法</p>	<p>(後見等を行う者の推薦等) 第二十八条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。</p>
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</p>	<p>(後見等を行う者の推薦等) 第五十一条の十一の三 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。</p>



？ 法人後見の運営の方法について

社協に法人後見を受けてほしいと思っているのですが、市にも社協にも、そのノウハウがありません。どのようにしたらよいのでしょうか？

都道府県や社会福祉協議会の中には、ホームページにおいて、各種マニュアル等を掲載しているところもあります。例えば、新潟県が作成している『成年後見制度 法人後見業務マニュアル』、『成年後見制度 市町村長申立マニュアル』は、専門家会議の委員でもある上山泰新潟大学法学部教授が監修をしたものとなっております、参考になります。

私たちの地域には、後見業務を担える社会資源は、社協くらいしかありません。法人後見を実施しているところが、中核機関として、受任調整やコーディネートも担ってもよいのでしょうか？

受任調整等のコーディネートを担う機関が法人後見も実施する場合は、担当者を分ける等の工

夫をしています。また、法人後見を受任する場合のガイドラインを作成しているところもあります。

例えば、新潟県の『法人後見業務マニュアル』のP13には受任対象者として、以下のような整理がされています。

- ① 身上監護に関する生活課題が主である方
- ② 親族がない、若しくはいても支援が得られない方
- ③ 他に第三者後見人が得られない方
- ④ 若年で長期にわたる安定的な支援を要する方
- ⑤ 日常生活自立支援事業の利用者で判断能力が低下した方
- ⑥ 法人後見実施社協（運営委員会）が特に必要と認める場合

これらのマニュアルに加え、先進自治体の視察を行うのも参考になると思われます。



？ 計画策定と中核機関設置はどちらが先ですか？



私の町では、成年後見制度について相談を受けた実績も、町長申立ての経験もありません。社協から「中核機関設置について協議したい」と言われていますが、町の計画もないままに中核機関を設置しても良いものかどうか、悩んでいます。市町村計画策定と中核機関の設置、どちらを先に取り組んだらよいのでしょうか？

市町村計画が先か、中核機関設置が先かは、それぞれの自治体の判断に任されています。社会福祉協議会から「中核機関設置について協議したい」と言われているのであれば、まずは、社会福祉協議会に成年後見制度普及啓発や相談窓口を委託するところから始め、どのような相談があるのか、具体的なニーズを情報収集しながら、計画策定について協議することも考えられます。

基本計画P18でも、「優先して整備すべき機能等」として、広報機能と相談機能を掲げています。



中核機関を先に設置する場合も計画策定を先に行う場合も、以下の工程は必要になると思われます。

- ① ニーズ調査
- ② 後見の受け皿の調査
- ③ 支援の棚卸し (各種の相談窓口の相談状況の確認と課題のチェック)
- ④ 協議するメンバーの確定と検討
- ⑤ あるべき姿と役割分担の協議と決定

ニュースレターでは、今後、ニーズ調査の項目等について解説していく予定です。

また、今年度の社会福祉推進事業では、市町村計画策定の手引きを作成することとしています。

成年後見制度利用促進法には、条例の制定や審議会の設置が書かれていますが…

成年後見制度利用促進法には、「条例で定める審議会その他の合議体の設置」についての努力義務規定があります。

条例を制定し、審議会等によって計画策定を進めることができるのであれば、議会、市町村長を含めた当該自治体をあげての対応を進める根拠となり、市町村としての施策推進力が大きく上がる効果が期待できます。

一方、条例の制定がすぐには難しい、あるいは実務家による非公式な集まりの方が地域構想の青写真を描きやすいという自治体では、それらを先行するという事も考えられます。地域に合った手段をとっていただきたいものです。

成年後見制度利用促進法第14条第2項

市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議体の機関を置くよう努めるものとする。

基本計画 P21

市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討、策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、たとえば当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができてきているか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。

ポイントは市町村の責任ある関与、取組という点にあると言えるでしょう。



2. 成年後見制度利用促進に係る社会福祉協議会の取組等について

今般、全国社会福祉協議会が、平成30年3月30日付で、成年後見制度利用促進において社会福祉協議会が果たす役割、そのための取組について、地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策をとりまとめました。

これを受けて、最高裁判所事務総局家庭局第二課長から平成30年7月24日付で各家庭裁判所事務局長宛てに、中核機関について受託を目指して取組を進める市区町村社協に対し、司法機関としての中立性・公平性に配慮しつつ、各地における中核機関の設置に向けた取組について、可能な限り積極的に対応し

ていただきたい旨の文書が発出されました。

各都道府県におかれましては、先だってメールをお送りしておりますが、管内市区町村に情報提供いただきますようお願いいたします。

利用促進室短信

◆第1回専門家会議の議事録をホームページに掲載しました。

7月2日に開催した専門家会議(速報を前号に掲載)の議事録をホームページに掲載しました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000336657.pdf>



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
 電話 03-5253-1111【代表】(内線 2228) FAX 03-3592-1459
 利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索

